広報にいつ

発行所　新津市役所
発行人　窪田繁雄
電話　代表 550 番
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回 発行

人口動態
（昭和35年3月末日現在）

人口	57,555		
世帯数	10,773		
（12月中）			
出生	86	死亡	36
婚姻	45	離婚	3
転入	277	転出	486

赤痢すでに58名

飲食物は必ず熱を通す

ことしは多発の傾向

これからは伝染病の季節ですが、ことしは特に赤痢の発生が例年より多発の傾向で、当市でもその発生状況は一月から五月中旬までにすでに五八名を数え、これは昨年一年間の発生総数の七〇パーセントであります。これから梅雨期から夏期の最盛期をむかえることになりますので、万全のご注意をお願いしたいと思います。

菌は患者または健康保菌者の糞便にいて、それが、ハエや手・水などによってもち運ばれ、食物や器をとおして伝染します。

●生体　便の中にも二、三日は生きており、生牛乳・井戸水の中には七日間は生きています。

●菌の抵抗力　直射日光線では三〇分、五八度の熱では一時間、ふっとうした湯または一〇〇度では五―六分で死滅します。

●予防　①手洗いの励行②寝具等の日光消毒③飲食物は必らず熱処理してから食べる④ハエが菌をまきちらすのでハエの撲滅を計る⑤便所フタをしハエが出入り出来ないようにする⑥まな板・包丁なども熱湯または直射日光に当てるのも方法です。（保険課）

拠出年金10月から実施

6・7月に被保険者調査

昨年度発足した国民年金制度のうち、無拠出制の福祉年金はすでに本年三月三日から支払いが行われていますが、さらにこのたび拠出制の国民年金が実施されることになり、六、七月に調査、十月から受付が始ります。

これは被保険者が保険料を納め、その半額を国が負担して積立てておき将来、年をとったり、あるいは障害者になったり、あるいは生計の中心者を失ったりしたときに困らないように、年金を支給していこうとする制度です。

1、どんな人がこの制度に加入できるか

■強制加入

昭和三十六年四月一日において満二〇才より四九才までの日本国籍を有するものは、次の者を除いて、好むと好まざるにかかわらず加入しなければなりません。

㋑恩給・厚生年金・共済組合制度等に加入している人。

㋺老令・退職・障害などの理由で年金を受けることができる人。

■任意加入

次の人は一応加入から除かれますが、希望すれば加入することができます。

㋑昭和三十六年四月一日において満五〇才から五四才までの人。

㋺恩給・厚生年金・共済組合等の制度に加入している人の配偶者。

㋩老令・退職・障害などの理由で、年金を受けることのできる人の配偶者。

㊁遺族年金・軍人・軍属関係の死亡により扶助料・遺族給与金・未帰還者留守家族等の年金を受けることができる人およびその配偶者。

㋭大学・高校の学生・学徒。

2、保険料はいくらか

㋑二〇才から三四才までは月百円、三五才から五九才までは月百五十円となっていますが生活保護を受けているときや、その他別に定められる基準により、知事が認めた時は免除される道もあります。それ以外の人は納める能力があるものとされたわけですから、納めなかった場合には、国税の場合と同様、強制徴収されることになっています。

3、年金の種類

㋑老令年金　二万四千円から四万二千円

㋺障害年金　二万四千円から二万八千円

㋩母子年金　一万九千二百円から二万五千八百円

義務教育終了前の子二人目から一人につき四千八百円加算されます。

㊁遺児年金　七千二百円から一万百円

十八才未満の子二人目の子から一人につき四千八百円加算

㋭寡婦年金　夫の老令年金の半額

4 届出・受付開始

六月から七月に全市の世帯につき被保険者の調査を行います。

十月一日から被保険者適用届・免除届の受付を開始し、来年の四月から保険料の納入が始ります。

保険料は、国民年金手帳をお渡ししますからこの手帳に年金印紙を貼って、市役所の窓口で検印を受けることになっています。

◇　◇

農委改選は七月十五日

全国一斉

現在の農業委員は七月十九日に任期が満了することになっていますが、自治庁と農林省で協議の結果、本年は全国的に農業委員の改選が行われる年であり、啓発宣伝その他いろいろな理由で、全国一せいに、この改選のための選挙を行った方がよいということになり、七月十五日に期日を統一して選挙を行うよう指示してきました。

市の選挙管理委員会では、この指示に基いて協議し選挙期日を定めることになるわけですが、大体この期日に決まるものとみられています。（選挙管理委員会）

事業所と商店の統計調査

六月一日現在で全国一斉に

ことしは農林センサスをはじめ各種調査が実施されますが、その一つとして来る六月一日現在で、事業所統計・商業調査が次の要領で全国一せいに実施されることになりました。

■事業所統計調査

農林水産業および公務を除く全産業についての事業所の所在と産業別・規模別・組織別の分布を明らかにし、我が国の経済の実態を把握するものであります。

更にこの調査は、市にとっても地方交付税算定の資料となったり、事業所名簿作成に役立つ重要な調査で三年ごとに実施されており、今回の調査は第六回目のものです。

調査事項は次のとおり①事業所の名称②事業所の所在地③経営組織④資本金および有形固定資産⑤従業者数⑥事業の内容⑦その他これらに関連する事項

■商業調査

商業全般の実態を把握して適切な商業政策を立てる上の基礎資料とする目的で、全国の卸売、小売業を営んでいるすべての商店についておよそ次の事項を調査することになっています。

①商店名②商店所在地③経営組織④業態⑤従業者数⑥商品仕入先⑦商品販売額⑧営業支出額⑨その他これらに関連する事項

以上の二つの調査については、統計法にもとづいて調査票を統計以外の目的、たとえば徴税その他みなさんの迷惑となるような使途に用いることは堅く禁じられ、これらの調査に従事する、国・県市の職員、および調査員は、商店、事業所から報告された事項を他にもらすことのないよう万全の措置がなされております（総務課）

第9回国勢調査

国連の勧告も盛込む

大幅な新計画、調査票もワイド型

十月一日午前〇時現在で

国勢調査は、大正九年から五年ごとに行われ、今年は九回目にあたります。しかし、昭和二十年は国勢調査の年に当っていましたが、終戦に当る年で実施しておらず、このかわりとでもいうか、昭和二十二年に臨時国勢調査が実施されました。このほか、昭和十九年・二十年・二十三年には人口調査という名称で全国的な人口調査が行われており、実際には、今回で人口調査は十二回目ということになります。

国勢調査は西暦の「〇」に終る年は大規模調査、「五」に終る年は簡易調査と呼ばれており、この違いは、戦前の例でいうと、簡易調査は氏名・世帯主との続柄・性別・出生年月日・国籍・配偶の関係といった事項だけ調査し、大規模調査では、このほか職業や産業などの事項や住宅についての簡単な事項を調査しています。もっとも、昭和三十年の国勢調査は簡易調査でありながら職業や産業も調査しているのでありますから、戦前の例からみると例外ということになります。

ことし行う調査は大規模調査で、統計局では特色ある調査項目を盛り込んで複雑な社会人口をより正確に効果的に把握するため、早くから専門家が調査企画の研究が進められていました。

最近、この調査についての調査事項等を関係機関からお聞きした事項や本調査のことについて公表された機関紙等から要点をとって述べてみます

㈠**調査予定日時**

昭和三十五年十月一日午前零時現在

㈡**企画面について**

今回の調査の企画で感じたことは、大幅に新しい計画がなされているということであります。これは企画に当り、国際連合の人口センサスに対する原則や勧告等により、国際的共通点を考慮しなければならないことや、各省からの調査項目の要望や国内情勢たとえば市町村統合による新しい地域区分に適応する統計のとり方、人口統計利用面として、主体化（後で説明）教育状況・婦人の出産力・昼間人口の把握・人口の都市集中状況等の人口動態の観察資料・その他、企画にはありあまる多くの問題があったため、新しい計画が当然必要になったことゝ思われます。しかし、新しい計画といっても、国勢調査ほどの大規模の調査となると、調査票の大きさがB版からA版に変ったために紙代が何百万円も違ったり、倉庫の建て直しが必要と聞くほど、ちょっとした計画の変更がとんでもない結果になってあらわれるそうで、今までのやり方が大幅改正といっても骨はそう変るわけではありません。なにしろ国民全部が対象になるのですから、一つの調査項目の変更でも、調査上のいろいろの問題点が山程出ることは申すまでもないことであります。

㈢**調査票(案)について**

調査票（案）をみますと大きさは横が六〇センチ縦が三〇センチで映画のワイド型といったところで、三つ折にたたむ型式になっています。この調査票の設計が国勢調査では一番問題になることですが、表と裏には、前回の調査票同様、緑色の活字でいっぱい調査項目や記入欄が印刷されてあります。内容をみると、前記事項のほかに一年前の常住地・教育・結婚年数・出生児数・従業地または通学地の調査が計画されています。職業や産業などで経済関係事項と呼ばれる事項の調査は、従来から一連のいくつかの事項で構成されていますが、今回は、就業状態・就業時間・事業所の名称・事業所の事業の種類・本人がしている仕事の種類・従業上の地位の六つの事項で構成され、住宅事項としては住居の種別・所有の関係畳数の三つが計画されています。このほか、いままで国勢調査では調査されたことのない家計の収入の種類の調査欄がありますが、これは収入を調査するのでなく、種類を調査することになっております。（つづく）

（総務課）

農薬事故を防ごう

直かにふれないよう注意

農薬のうちで有機燐製剤による事故が毎年相当数にのぼっており、しかも年々増加の傾向にあります。昨年の六、七月二か月間の農薬散布期間における事故（新津保健所の調べ）は中毒者一五名（このほか未報告の人は数倍の見込み）死亡者八名となっています。

この中毒原因は散布当時不健康状態であったことが大半を占め、次いで服装が悪いことが主な原因となっています。また死亡者の多くは自殺者ですが、この禍いを繰返さないよう次のことに十分注意して下さい。

1、㋑口からも皮ふからも吸収されるから直接薬剤にふれないようにゴム手袋・マスクを使用する㋺数日間の連続作業はさけること㋩皮ふについたら必らず石けんで洗いおとす㊁手足に傷のある人（生理日の婦人）は作業をさける㋭一度中毒した人は再び作業に従事しない

2、中毒の病状

㋑**初期**　㋑つばや汗が多く出てくる・頭痛・目まい・はきけ㋺**進行期**　嘔吐・胃腸の痛み・胸内苦もん・眼がかすむ㋩**重病**　呼吸困難または停止・顔面蒼白・チャノーゼ

3、応急処置と医師への急報

㋑呼吸停止には人工呼吸を行う㋺本病特有の気管内分泌物が多量に出るので窒息させぬよう頭の位置を考える㋩医師へ急報する

4、薬剤の保管は必ず部落役員の責任のもとに施錠のある保管を実行すること

（農務課）

七月末日まで請求なければ時効

旧軍人、軍属の恩給・扶助料

旧軍人、軍属およびこれらの遺族に支給される恩給扶助料は昭和二十八年法律第百五十五号により恩給法の一部を改正する法律施行以来、大部分の方が既に請求済みのことと思いますが、来る七月三十一日で時効完成となりますので同日までに請求しないと折角権利がありながら請求権を失うことになりますから、未請求の方は至急請求されるようお知らせいたします

水道課長に野中丙午郎氏

△助役　伊藤宅平
水道課長事務取扱いを解く
総務課長事務取扱いを命ずる
（四月三十日）

△主事　野中丙午郎
水道課長心得を命ずる

△技師　高橋　正
水道課長補佐を命ずる

△主事　石塚勘造
保険課長補佐を解く
商工課勤務を命ずる

△主事　江部義次
保険課長補佐を命ずる

（以上五月一日付）

6月中に現況届を

福祉年金　次の支払いは9月6日

■この次の支払いは九月六日からです

■六月中に「現況届（所得の状況書等）」を出して頂くことになっています。「現況届」の用紙は市役所で用意してありますから印鑑（証書を出した人は印鑑だけ）と証書を持っておいで下さい。

この届けを忘れると年金がもらえません。なお今まで老人の名儀で所得が多かったり、扶養義務者の所得が規定の額を超えた人も、それぞれ少なくなれば、もらえることになりますから該当する人は市役所でご相談下さい。